

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	499	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・自動で時間帯規制や許可車両の円滑な通行を可能とするため、一方通行化、及びライジングボード(許可車両のみ自動的に車止めが下がるシステム)を設置し、効率化と確実な通行制限を図る。	ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	警察庁交通規制課	道路交通法第4条、第8条、第77条、第79条	D	-	-	道路にボードを設置する場合には、当該ボードは、道路法上、設置者が道路管理者であれば道路の附属物になり、それ以外の者であれば占有物件になるとの見解が国土交通省から示されました。御提案の「ライジングボード」を設置する者が道路管理者がそれ以外の者かは確定していないとのことですが、いずれの場合であっても、提案内容については、現行制度で実現可能であると考えられます。当庁からの意見に対しては既に「実施に際しては、具体的な実施内容、方法に加え、設置主体や管理手法等について、交通管理者をはじめ地元団体等と十分な協議を行ったうえで進めたい」と回答を頂いておりますので、実施に際しては十分な協議を行っていただけるようお願いいたします。		a	-		
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	499	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・自動で時間帯規制や許可車両の円滑な通行を可能とするため、一方通行化、及びライジングボード(許可車両のみ自動的に車止めが下がるシステム)を設置し、効率化と確実な通行制限を図る。	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	国土交通省道路局路政課道路利用調整室	道路法第32条及び第33条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせにおいて自治体が要望していた内容は、ライジングボードの道路法上の位置づけであったが、道路管理者以外の者がライジングボードを設置しようとする場合には、道路法33条に規定する基準に合致すれば設置が可能である。		b	-	道路法第33条に合致すれば設置が可能との国の見解は了解いたしますが、ライジングボードは車両の通行を制限するために車道に設置しようとするものであり、円滑かつ安全な車両の通行確保を前提とする道路法第33条の規定に合致するとの解釈が難しいのではと危惧しています。ついては、道路法第33条に規定する基準に「合致する」という具体的な解釈、根拠等をご示唆いただきたいと思います。	提案者はライジングボードの設置場所や仕様について、具体化を図るべく検討を進めること。国土交通省は、提案者の意見を踏まえ、道路法第33条の運用について「合致」することに係る基準を明確にしたい。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	500	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	・道路法に基づき道路管理者が行っている自転車歩行者専用道路の通行制限にあわせて、道路交通法に基づく車両の通行禁止規制を実施する。警察が行う通行許可を道路管理者が行うことで、許可手続きの簡略化が期待できる。また、ライジングボードを活用し、許可車両以外の通行制限の徹底を図る。	ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	警察庁交通規制課	道路交通法第4条、第8条、第77条、第79条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせ等において、「現在、道路法第48条の13に規定される自転車歩行者専用道路については、道路法の解釈で運用しており特段の支障がない」旨説明を受けたことから、当庁より、道路交通法による規制の必要性を確認させていただいたところ、「今後も(道路法上の)規制を継続し、その運用については、地域の実情を踏まえ進めていく」旨ご回答いただいたものと承知しております。		a	-		
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	501	・一定地域内での車両の走行速度抑制による歩行者の優先通行のルール化	・生活道路における車両の通行規制や走行速度を徐行程度に規制したい。	一定地域内での車両の走行速度抑制による歩行者の優先通行のルール化	警察庁交通規制課	道路交通法第4条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせ等において説明させていただいたとおり、警察庁では、警察庁交通局長通達「ゾーン30の推進について」(平成23年9月20日付警察庁丙規発第21号)を発出するなどゾーン30を推進しており、ご提案については、現行制度内で対応可能であると思われます。		a	-	実施にあたり、警察関係との協議をより円滑に進めるため、県警にこの取り組みについて周知するなど、実現に向けてのご配慮をお願いしたい。また、取り組み事例について、ご教示いただきたい。	提案者は実施する事業内容を明確にし、地元警察等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたい。また、取り組み事例も提供できるよう願います。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	502	・歩行者・自転車の安全で快適な通行環境を確保するための標識、路面表示の設置	・生活道路と歩行者・自転車道との交差点付近では車両が一時停止または徐行するように規制する標識、路面表示を行いたい。	歩行者・自転車の安全で快適な通行環境を確保するための標識、路面表示の設置	警察庁交通規制課	道路交通法第4条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせ等において、御提案の内容が交通規制権限の委譲ではなく、「地元の警察が規制を行いやすくする手法(利害関係者や住民、地元警察等の関係機関、学識経験者等からなる交通規制等を含み健康に関するまちづくり協議会の設置など)」について、具体的な考え方を整理した上で、地元警察と協議を行う際には、「担当者の判断により協議が滞ることのないよう(警察に対し)ご配慮願う」というものになったと承知しています。 なお、市独自のデザインによる標識を用いる場合は、交通安全上の支障がないことに加え、道路交通法第76条第1項、第2項の規定や屋外広告物条例について検討する必要があります。これらの条件が満たされるのであれば法的な問題は生じないのではないかと考えています。		a	-	今後地元警察と協議を進めていきますが、担当者の判断により協議が滞ることのないようにご配慮願います。	提案者は実施する事業内容を明確にし、地元警察等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたい。また、取り組み事例も提供できるよう願います。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	503	・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	・首長の判断により設置可能としたい。	ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	警察庁交通規制課	道路交通法第4条	D	-	-	提案頂いている「道路上での案内表示」を含め、法定外表示については、交通安全上の支障が無いことに加え、道路交通法第76条第1項、第2項のほか、各自治体の屋外広告物条例等に抵触しなければ法的な問題は生じないのではないかと考えています。いずれにしても地元警察との十分な調整をお願いいたします。		a	-	現行法令等で対応可能という国の見解であることから、今後のまちづくりにおいて重要な事業であるという認識の下、事業実施における担当者の協議においては、前向きに協議に応じてもらえるよう、本省から通達などによって意思の疎通を図ってもらいたい。	提案者は実施する事業内容を明確にし、地元警察等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたい。また、取り組み事例も提供できるよう願います。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	503	・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	・首長の判断により設置可能としたい。	・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	国土交通省道路局路政課道路利用調整室	道路法第32条及び第33条	D	-	-	事前の提案者との質問・回答の段階において、提案者が、各道路管理者と十分協議を行い占用許可を受けて、路面標示を設置することとしており、実務者レベル打ち合わせは割愛された。		a	-	現行法令等で対応可能という国の見解であることから、今後のまちづくりにおいて重要な事業であるという認識の下、事業実施における担当者の協議においては、前向きに協議に応じてもらえるよう、本省から通達などによって意思の疎通を図ってもらいたい。	提案者は実施する事業内容を明確にし各道路管理者等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたい。また、取り組み事例も提供できるよう願います。

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	499	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	I						D		I	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	499	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	II	D	-	-	御提案の内容は、法律上の権限に基づく車両の通行についての規制が行われ、その規制の実効性を担保するためにライジングボードによる物理的な通行制限が行われるものと考えられる。車両の通行について規制が行われている以上、当該道路の部分は原則車両の通行が認められない場所となっており、「安全かつ円滑な車両の通行確保を前提とする道路法第33条の規定に合致するとの解釈が難しいのでは」との御懸念は当たらないものとする。 上記の前提のもと、各御質問について一般的に回答すると次のとおりである。 ・車両の通行についての規制が行われた道路に設けるライジングボードは、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」に該当する。 ・無余地性の基準「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの」の解釈に係る質問と考えられるが、車両の通行を物理的に制限するためのライジングボードは、道路の敷地外においては通行制限の実行性を確保できず、設置目的を達成できないものであると思われる。このような場合は、「道路の敷地外に余地がない」とも考えられ、「やむを得ないもの」に該当すると思われる。 なお、例えば交通の安全を確保するためにカーブミラーを設置する際、隣接する道路敷地外に設置スペースがあっても距離が遠く交通の安全の確保に資さず(カーブミラーがよく見えない)、設置目的を達成できない場合は、無余地性の基準を満たすものとする。 ・「道路の占有の場所」については、一般的に、車両の通行についての規制が行われた道路に設けるライジングボードであれば、設置場所の基準の道路法施行令第10条第1項第1号イ(5)の「その他これらに類する道路の部分」に該当するものとする。 なお、実際の設置に当たっては、ライジングボードを設置しようとする道路の道路管理者及び管轄する警察と十分に協議願いたい。	a	現行法令等で実施可能であると了解いたしました。推進にあたり特段のご支援・ご配慮をお願いいたします。	D	国土交通省より道路法第33条の運用における解釈が示され、自治体が了解し、自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。	I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	500	・ライジングボード(自動昇降式車止)による車両通行制限実施	I						D		I	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	501	・一定地域内での車両の走行速度抑制による歩行者の優先通行のルール化	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、地元警察等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたく願います。	I	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	502	・歩行者・自転車の安全で快適な通行環境を確保するための標識、路面表示の設置	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、地元警察等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたく願います。	I	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	503	・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、地元警察等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたく願います。	I	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	503	・ウォーキングコースの案内表示(路面表示)の設置基準の緩和	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、各道路管理者等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	I	

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	504	・河川区域内でのウォーキング利便施設の整備に関する許可手続きの緩和	・許可申請に必要な書類の簡素化及び申請にかかる時間の短縮を図りたい。	河川区域内でのウォーキング利便施設の整備に関する許可手続きの緩和	国土交通省水管理・国土保全局水政課・河川環境課	河川法第24条・第26条	D	-	-	<p>○河川申請書類の簡素化(特に、プランメーターによる求積の許可) 座標数値やデータを提出頂き、計算の過程が確認できるものであれば、プランメーターによる求積図でも差し支えない。</p> <p>○標準処理期間(おおむね3ヶ月)の明記 標準処理期間の記載については、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付 局長通達)」において「おおむね3ヶ月」と明記している。</p> <p>なお、実際の処理期間を現場に確認をしたところ、ほとんどが3ヶ月以内に処理をしていると聞いている。また、申請者が特に急いでいる場合には、可能な限り短縮を図るように努めているとのことである。</p> <p>○イベント等の当事者による直接許可申請(岐阜市が窓口となり手続きが煩雑) 花火大会等の一時的な占用の場合には、民間事業者等が申請者となり、河川管理者へ直接提出することは可能である。</p> <p>以上については地元事務所に連絡済みであるので、適宜事務所にご相談ください。</p> <p>なお、実務者レベル打ち合わせにおいて、上記について説明し、提案者の理解を得たものと認識している。</p>		a	現行法令等で対応可能という国の見解であることから、今後のまちづくりにおいて重要な事業であるという認識の下、事業実施における担当者の協議においては、前向きに協議に応じてもらえるよう、本省から通達などによって意思の疎通を図ってもらいたい。	提案者は実施する事業内容を明確にし各河川管理者等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	506	・市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類を加えることへの緩和	・商店街有志の団体の場合は、参加者に酒店が いれば取り扱えるようにしたい。	市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類を加えることへの緩和	国税庁酒税課	・酒税法第9条(販売業免許)第10条(製造免許等の要件)	A-2	平成24年9月	平成24年2月27日から実施しているパブリックコメント(意見公募手続)の結果を踏まえて最終的な改正内容を確定させ、周知・準備期間を経て、本年9月1日から適用を開始する予定。	法人格を有する商店街有志の団体又は同団体の参加者(酒類販売業者を含む。)が、酒類の買物支援として、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介する際には、酒類販売業免許を取得する必要がある。同免許を取得するためには、酒税法第10条に定められた要件(人的要件、経営基礎要件等)を満たす必要がある。経営基礎要件に関する具体的な取扱いについては、現行の酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(第2編第10条第10号関係の10)において、取扱能力の基準数量(年平均取扱見込数量)を定めており、年240k以上の取扱数量を見込んでいることを要することとしている。		a	-		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	508	・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	・首長の判断によりデマンド交通の停留所を設置できるよう認めてほしい。	デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	警察庁交通規制課	道路交通法第77条	E	-	-	当庁からは、デマンド交通の停留所設置に関して、「交差点直近や乗客の滞留スペースがない等、交通上危険な場所に設置するというのであれば、道路使用許可は可能であり、問題は生じていない」との見解を示しておりますが、これに対する回答は、「特にありません。」とのことであり、特段の反論等を頂いておりませんので、当庁見解を了解いただいたものと考えております。		a	公共交通としての性格上、交通の危険となる場所に乗降場所を設置する予定はありません。必要に応じ、所管の警察署等の指導を仰ぎます。		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	508	・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	・首長の判断によりデマンド交通の停留所を設置できるよう認めてほしい。	・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	国土交通省道路局路政課道路利用調整室	道路法第32条及び第33条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせにおいて自治体が要望していた内容は、地面に固着しないデマンド交通の停留所の設置であったが、安全性が確保されれば、当該停留所の設置は可能である。		a	今後は管理者である国道事務所に対し、停留所の設置案を示したうえで許可の判断を仰ぎたいと考えますが、安全性の向上のため道路の付帯物(ガードレール等)への補強行為等を承認いただくなど、より柔軟な対応を希望します。	提案者は実施する事業内容を明確にし、地元警察等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	509	・ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	・中心市街地の幹線道路では、バスペイの設置により歩道幅員が削られ、更にバス停上屋やベンチの設置を困難としているため、地域の交通状況に応じた占用基準の緩和により、バス停上屋やベンチの設置できる箇所を増やしたい。	ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	警察庁交通規制課	道路交通法第77条	D	-	-	既に説明させていただいているとおり、バス停留所の上屋等の設置に関する道路使用許可の判断基準については、「バス停上屋に関する道路使用許可の取扱いについて」(平成15年1月31日付け警察庁丁規発第8号)において「目安」として示しているところであり、地域の事情に応じて柔軟に対応することは可能です。		a	現行法令等で対応可能という国の見解であることから、今後のまちづくりにおいて重要な事業であるという認識の下、事業実施における担当者の協議においては、前向きに協議に応じてもらえるよう、本省から通達などによって意思の疎通を図ってもらいたい。	提案者は実施する事業内容を明確にし、地元警察等と協議を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたく願います。	
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	509	・ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	・中心市街地の幹線道路では、バスペイの設置により歩道幅員が削られ、更にバス停上屋やベンチの設置を困難としているため、地域の交通状況に応じた占用基準の緩和により、バス停上屋やベンチの設置できる箇所を増やしたい。	ベンチやバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	国土交通省道路局路政課道路利用調整室 道路局企画課	道路法第32条及び第33条	D	-	-	実務者レベル打ち合わせにおいて岐阜市が要望していた内容は、岐阜県が管理する道路における、ベンチやバス停上屋を設置する際の歩道有効幅員の基準の緩和であったが、国の基準は技術的助言に過ぎないため、地域の事情に応じ、岐阜県において基準を定めることが可能である。		a	ベンチやバス停上屋を設置する場合の技術的助言にすぎないため、地域の事情に応じた判断を道路管理者がすることになるが、判断の拠り所となるようなものを示唆していただくことを望みます。	提案者は歩道有効幅員の基準について、具体化を図るべく検討を進めること。協議を進めるにあたって、支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省は、提案者の意見を踏まえ、判断や解釈の根拠となるようなものを提供するようお願いする。	

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	504	・河川区域内でのウォーキング利便施設の整備に関する許可手続きの緩和	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、各河川管理者等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	506	・市民に対する買物支援サービスの取扱い品目に酒類を加えることへの緩和	I						A-2		I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	508	・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	I						E	当初、自治体は首長の権限で停留所を設置できるよう権限移譲を要望していたが、協議の中で、警察庁より、権限移譲を行うことは困難であるが、交通上危険な場所に設置しないのであれば、現行法令等で停留所を設置することは可能との見解が示されたことについて、自治体は了解し、かつ交通上危険な場所に設置する予定もないことから、要望を取り下げることとしたため協議終了。	IV
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	508	・デマンド交通の利便性向上のための停留所設置に係る占用許可手続きの簡素化	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、各道路管理者等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	509	・ベンチャバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は実施する事業内容を明確化し、地元警察等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、警察庁としても配慮いただきたく願います。	I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	509	・ベンチャバス停上屋設置の際の歩道有効幅員の緩和	I						D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。歩道有効幅員の基準について具体化を図るべく検討を進めること。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1:指定自治体の提案と併せて総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等での対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)							国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応		
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	510	・連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化	・導入・拡大の手続きの簡素化により、円滑な導入の推進を図りたい。	連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化	国土交通省 道路局 道路交通管理課、自動車局 技術政策課	道路法第47条の2 道路運送車両の保安基準第55条	E	—	—	<p>自治体が提案する連節バスを導入・拡大する際の手続きの簡素化について、審査を省略することは困難。ただし、運用において各種申請に使用する書類の転用は可能。</p> <p>1) 道路運送車両の保安基準緩和認定申請について ○他都市で道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた車両の認定申請の省略について 既に保安基準緩和認定を受けた車両と同一車両の場合であっても、使用される経路が異なる場合、当該道路において、基準を超過する車両が通行することにより発生する支障など、交通の危険防止の観点から、個別に確認することが必要。</p> <p>2) 特殊車両通行許可申請について ○保安基準緩和認定申請と特殊車両通行許可申請の同時手続きについて 保安基準緩和認定申請においては、基準を超過する車両を認定するにあたり、当該車両が予定経路を通行することにより発生する支障の有無について道路管理者の意見を聴取する必要があることから、運行経路の提出を求めるものである。 一方、道路法における特殊車両通行許可申請に係る道路管理者の審査は、実際に通行する車両が当該道路を物理的に通行可能かどうかを審査するものである。そのため、確認する道路の状況は意見聴取時と特殊車両通行許可申請時とで異なりうることからその審査を省略することは困難。 ○特殊車両通行許可の際の添付図書の簡素化 特殊車両通行許可の更新申請の際には軌跡図の再提出を求めている。また、同型車両で同じ軌跡を描くのであれば、過去の軌跡図を使用して申請することも可能。 ○特殊車両通行許可期間の延長 既に特殊車両通行許可を受けた車両であっても、当該許可時と更新時との間に道路状況が変化しうするため、道路構造の保全又は交通の危険防止の観点から、その変化を踏まえて道路管理者が当該車両と道路構造との関係を改めて審査することが必要。 ○特殊車両通行許可と道路運送法に基づく路線認可の際の車両制限令に基づく照会の重複に伴う特殊車両通行許可の省略 道路運送法(事業許可等)における地方運輸局等から道路管理者の意見聴取は、当該車両が既存道路を通行する場合の支障について照会するものである。一方、道路法における特殊車両通行許可申請に係る道路管理者の審査は、道路管理者において実際に通行する車両が当該道路を物理的に通行可能かどうかを審査するものである。そのため、確認する道路の状況は意見聴取時と特殊車両通行許可申請時とで異なりうることから、その審査を省略することは困難。</p>	※対応の但し書き	c	<p>・保安基準の緩和、特区車両通行許可、道路運送法の事業計画の変更(最大車両費の変更)のいずれの際にも、道路管理者及び交通管理者は、通行しようとする道路の通行が物理的かつ交通安全の面から通行の可否について判断されるものと考えており、保安基準の緩和、特殊車両通行許可、道路運送法の事業計画の変更の際に、交通管理者及び道路管理者が意見照会と自ら審査をされる場合も基本的に同じ基準で判断をされるのではないのでしょうか。</p> <p>・また、道路状況の変化について、現在の更新期間の2年で車両の通行ができなくなるような状況となることは想定できないことや、何らかの状況の変化が生じる場合には地域交通への影響が大きいことから、道路利用者の安全確保のための対策を講じる必要があり、審査の判断とは別に判断されるべきものではないでしょうか。</p> <p>・更に、保安基準緩和申請の際に行う意見聴取時と特殊車両通行許可申請時に確認するわずかな時期の差で確認する道路の状況が異なりうることは想定できないのではないのでしょうか。</p> <p>・具体的には、下記の点について手続きの簡素化、審査の省略を求めるものです。 1. 道路管理者及び交通管理者の合同の協議の場を設けることによる個別申請の意見照会の省略 (連節バスの導入にあたり必要となる道路運送法に基づく事業計画変更認可、道路運送車両法に基づく保安基準の緩和認可及び道路法に基づく特殊車両通行許可の同時申請期間を短縮するため、これらの手続きを同時申請することができることとし、これらの申請をする場合には、申請者が道路管理者及び交通管理者との合同協議の場を設けることにより、各々の申請に必要な意見照会を省略できるものとする。※詳細は別紙参照) 2. 認可・許可期間の統一 (道路運送法に基づく事業計画変更認可、道路運送車両法に基づく保安基準の緩和認可及び道路法に基づく特殊車両通行許可の期間を「期限なし」に統一を図る。) 3. 申請添付図書の簡素化 (連節バスの特殊車両通行許可の申請の際には、交差点毎に現地測量の上、測量図を作成し、この測量図に軌跡図を描いた図書の添付を求められているが、トレーラ等の申請と同様に車両の標準的な軌跡図のみの添付に簡素化を図る。)</p>	提案者は、手続きの簡素化等ができないことについて受け入れられないとしており、手続きの簡素化や審査を省略する具体的な要望もしていることから、国・省には、提案者の意見を踏まえ、引き続きの検討をお願いしたい。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	511	・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	・氏名等のあらかじめ個人を特定できる情報の削除、及び住所や年齢の丸め処理(番地以下を削除したり、年齢の1桁目を削除する等)を行うことで特定される人数が一定数以上の場合は個人情報にあたらぬという基準を設定してほしい。	地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	消費者庁 消費者制度課 個人情報保護推進室	個人情報の保護に関する法律	D	—	—	<p>特区においても、当該地域の住民のプライバシーを著しく侵害してはならないが、3月2日付の当庁からの質問への回答では、①「分析」サービスでは個人情報を含まないデータを利用し、集団分析する。②「管理」サービスでは個人の承諾を得て関連法令及びガイドラインを遵守するとしており、現行法令等での対応できる。</p>	D(ただし協議後の質問への回答により修正されたと考えられる提案内容の場合)	a	今後、本総合特区を進めるにあたり被用者保険者からのデータ提供について相談に応じて頂きたい。	提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。消費者庁は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	511	・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	・氏名等のあらかじめ個人を特定できる情報の削除、及び住所や年齢の丸め処理(番地以下を削除したり、年齢の1桁目を削除する等)を行うことで特定される人数が一定数以上の場合は個人情報にあたらぬという基準を設定してほしい。	地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	厚生労働省 保険局 保険課	個人情報の保護に関する法律	D	—	—	<p>消費者庁より出されている意見に同じ なお、ご提案の実施に当たっては個人情報の保護に関する法律に加え当省より出されている各種ガイドラインについても参考とされたい。</p>	D(ただし協議後の質問への回答により修正されたと考えられる提案内容の場合)	a	今後、本総合特区を進めるにあたり被用者保険者からのデータ提供について相談に応じて頂きたい。	提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。厚生労働省は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	512	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	・地方公共団体の政策に個人情報を活用する場合に、地方公共団体と被用者保険者それぞれが管理する個人情報に符号付与後に匿名化する運用に必要な要件を確認したい。	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	消費者庁 消費者制度課 個人情報保護推進室	個人情報の保護に関する法律	D	—	—	<p>特区においても、当該地域の住民のプライバシーを著しく侵害してはならないが、3月2日付の当庁からの質問への回答では、①「分析」サービスでは個人情報を含まないデータを利用し、集団分析する。②「管理」サービスでは個人の承諾を得て関連法令及びガイドラインを遵守するとしており、現行法令等での対応できる。</p>	※対応の但し書き	a	今後、本総合特区を進めるにあたり被用者保険者からのデータ提供について相談に応じて頂きたい。	提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。消費者庁は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。
健康長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	512	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	・地方公共団体の政策に個人情報を活用する場合に、地方公共団体と被用者保険者それぞれが管理する個人情報に符号付与後に匿名化する運用に必要な要件を確認したい。	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	厚生労働省 保険局 保険課	個人情報の保護に関する法律	D	—	—	<p>消費者庁より出されている意見に同じ なお、ご提案の実施に当たっては個人情報の保護に関する法律に加え当省より出されている各種ガイドラインについても参考とされたい。</p>	※対応の但し書き	a	今後、本総合特区を進めるにあたり被用者保険者からのデータ提供について相談に応じて頂きたい。	提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。厚生労働省は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施、B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	510	・連節バス(BRT)の導入と拡大に向けた手続きの簡素化	III	D	-	-	<p>1. 道路管理者及び交通管理者の合意の協議の場を設けることによる個別申請の意見照会の省略                      既存の合同会議の場を活用するなどして、指定自治体と関係道路管理者、公安委員会及び地方運輸局などで情報交換することで、意見聴取時間の短縮が図られ、審査期間の短縮化が可能。</p> <p>2. 認可・許可期間の統一                      今回ご提案の連節バス(BRT)は道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する予定の車両(路線バス)であり、他の路線バスとは異なり車両制限令に定める一般的制限値を超えることから特殊車両通行許可が必要である。                      路線バスに係る特殊車両通行許可の期間は「車両の通行の制限について」(昭和53年12月1日付建設省道交発第96号道路局長通達)により2年と定め、その旨、技術的助言として各自治体に通知しているところである。これは、道路の構造が社会的ニーズに応じた歩道幅員の拡幅や交差点改良等により特殊車両通行許可時以降も変化しうることから、一定の期間毎の再審査にからしめる必要があることである。                      しかしながら、路線バスは道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業として路線定期運行(路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送)を行うものとして道路管理者への意見聴取を踏まえて許可を受けた場合には、許可を受けた路線に限って通行している。                      また、当該路線に係る道路が都市決定されたものである場合には、都市計画基礎調査を通じて関係する道路管理者、都市計画決定権者等の間で、都市計画上の道路の構造の変更の見通しや交通安全上の課題が共有され当該路線に係る道路の構造に当面変更がないと見込まれるとともに、特殊車両通行許可に変更を必要とするような道路の構造に変更を生じる道路工事が当面見込まれない場合がある。                      このような場合、路線バスに対する特殊車両通行許可の期間を緩和することは、道路の構造の保全と交通の危険を防止するという制度の趣旨に反しないものと考えられる。</p> <p>3. 申請添付図書の簡素化                      特殊車両通行許可申請にあたっては、車両の通行の許可の手續等を定める省令第6条第2項において、自動車検査証の写しの他、申請に必要な書類を列記するとともに、「その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認めるもの」を添付しなければならないとされている。これは、個別具体的な審査にあたり、道路管理者が同項第1号以下の各号に列記される書類以外に必要な書類がある場合にこれを求めることができるようにするためである。                      提案自治体によると、連節バスの特殊車両通行許可の申請の際には、交差点毎に現地測量の上、測量図を作成し、この測量図に軌跡図を描いた図書の添付を求められているとのことである。しかしながら、一般的に、特殊車両通行許可限度算定要領による許可限度寸法(長さ)を超える車両について、長さの算定にあたっては、軌跡図による算定で足りると考えられる。このことから、国土交通省では、同要領において「車両の軌跡図を用い、算定要領に準じた方法によるものとする」旨を定め、技術的助言として各自治体に対して通知しているところである。                      しかしながら、許可を行うにつき何が必要な書類となるかは道路管理者に委ねられることから、提案者の具体的な申請に係る道路管理者に相談されたい。</p>	a	<p>1. 道路管理者及び交通管理者の合意の協議の場を設けることによる個別申請の意見照会の省略                      ・先ずは、事業計画変更認可、保安基準緩和及び特殊車両通行許可の申請を行い、既存の合同会議の場を活用し、関係機関が情報交換することにより意見聴取時間の短縮が図られ、審査期間が短縮化されることが可能であるとの見解をいただき、現行法により対応が可能であることは理解いたしました。今回の見解について、今後の手続きの際に審査に反映されるよう関係機関への情報共有をお願いします。</p> <p>2. 認可・許可期間の統一                      ・特殊車両通行許可の2年間の期間については、国はあくまでも技術基準を示しているのみで、国の法定受託事務を行う自治体の判断による。また、連節バスが運行する路線の道路管理者間で特殊車両通行許可の期間の定めについて協議が整えば保安基準の緩和期間と特殊車両通行許可期間の統一は可能であるとの見解を頂き、現行法で対応可能であることについては理解いたしました。今回、岐阜県とも期間を見直すことで共通の認識ができましたので、今後、直轄国道部分の許可が必要となった場合においても、国道事務所との協議が整うようご指導をお願いします。</p> <p>3. 申請添付図書の簡素化                      ・データを蓄積し、蓄積された軌跡図を活用して審査をすることは可能であるとの見解をいただき、現行法でも対応が可能であるとの見解は理解いたしました。なお、今回の提案について岐阜県の理解も得られましたことから、今後は県とも連携してデータを蓄積し、合理的な審査が進むよう努めてまいりますのでご助言をいただけますようお願い申し上げます。</p>	D	自治体の要望は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。自治体は手続きの簡素化の具体的な手法等について、各道路管理者等と協議を進めること。なお、協議を進めるにあたり支障等があれば、前向きに協議が行われるよう、国土交通省としても配慮いただきたく願います。	I
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	511	・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	I					D	提案者からの個人情報を含まないデータを利用する等の回答を受け、消費者庁は個人情報を含まないデータであれば個人情報には該当しないとの見解を示し、提案者が要望する取組は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。消費者庁は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。	I		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	511	・地方公共団体の健康づくり政策策定と評価のために、被用者保険のレセプトや健診データを利用するための、情報を匿名化するルールの規定	I					D	提案者からの個人情報を含まないデータを利用する等の回答を受け、厚生労働省は個人情報を含まないデータであれば個人情報には該当しないとの見解を示し、提案者が要望する取組は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。厚生労働省は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。	I		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	512	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	I					D	提案者からの個人情報を含まないデータを利用する等の回答を受け、消費者庁は個人情報を含まないデータであれば個人情報には該当しないとの見解を示し、提案者が要望する取組は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。消費者庁は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。	I		
健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区	512	・政策の評価を精密に実施するための地方公共団体と被用者保険者の個人情報を名寄せする制度の実現	I					D	提案者からの個人情報を含まないデータを利用する等の回答を受け、厚生労働省は個人情報を含まないデータであれば個人情報には該当しないとの見解を示し、提案者が要望する取組は実現可能であることが明らかとなったため協議終了。提案者は被用者保険者からのデータ提供について、問題点や課題を整理し、検討を進めること。厚生労働省は、提案者が検討を行う際に、適時協議し、必要な助言等を行うようお願いする。	I		